

6. 運輸

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(29)普通自動車の車両総重量規制の緩和 【道路交通法第3条、第8条第1項、第20条第2項、第22条、第85条、道路交通法施行令第27条の2第1項等】	普通自動車は、「最大積載量5トン未満」、「車両総重量8トン未満」とされている。	普通自動車の区分を、「車両総重量8トン未満」から「車両総重量10トン未満」に緩和すべきである。 【普通免許で運転できる貨物自動車が増え、運転者の雇用拡大や業務効率化が可能となる】
(30)営業用車両の車検期間の延長 【道路運送車両法第48条（定期点検整備）、道路運送車両法第61条（自動車検査証の有効期間）】	自動車検査証有効期間については、車両総重量8トン未満トラックの初回車検期間は2年、その他車両は1年となっている。しかし、政府が2010年までに物流のモーダルシフト化率を50%に引き上げることを目標にするなど、今後物流のモーダルシフト化が進み、長距離トラック輸送の走行距離の減少が予想される。	車両総重量8トン以上のトラックについて、8トン未満のトラックと同様に現行1年の車検期間を2年に延長すべきである。 【車両維持点検費用の負担軽減】
(31)車高規制緩和 【道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条】	車両の高さは3.8mと制限されており、限度を超える車両を通行させる場合には、道路管理者の特殊車両通行許可が必要である。（国際海上コンテナ積載車両（車高4.1m）は、指定経路において許可により通行可能。）	車高4.1mの車両でも、通行可能な道路については、許可なしとする。 【積載性向上による輸送費用低減 輸送便数減による排出ガス（CO2）減 事務手続きの簡素化】